

とつきよの 教育

第94号
小学校版
平成23年4月



東京都教育委員会

ホームページ <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/>

東京都教育委員会(教育庁)では、都民のみなさまからの提言やご意見・ご要望をメールで受け付けておりますので、お寄せください。

子供たちの「言葉の力」、伸ばします！

新しい学習指導要領*では、子供たちの「生きる力」につながる「全ての教科等における言語活動の充実」が重視されています。東京都教育委員会が平成23年度から実施する、活字に親しむ学校づくりの取組をご紹介します。

*新しい学習指導要領は、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面实施されます。

活字に親しむ学校づくり



「言語活動の充実」

→基礎的・基本的な知識の習得に加えて、学んだことや調べたことをもとにした話合いやまとめ、発表を行う「知識の活用」が、子供たちの学力に求められる重要な要素となっています。



東京都教育委員会では、活字に親しむ学校づくりを通じて、子供たちがこれからの社会で求められる「言葉の力」を伸ばしていきます。

例えば理科の実験では・・・

新しい知識を身に付ける

学習した内容から、実験の前に結果を予想する

予想した内容を友達に説明する

違う意見をもった友達と議論する

実験結果をレポートにまとめて、発表する

次の学習へ！

知識の習得

内容の理解

知識の活用

新しい学習指導要領では・・・

子供たちの「生きる力」を育みます

知

確かな学力

徳

豊かな人間性

体

健康・体力

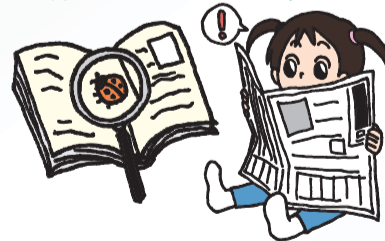
▶活字に親しむ学校づくり

～こんな活動を行っていきます！～

- 全ての教科等での学校図書館を活用した授業
- 意見が異なる友達どうしでの討論・討議
- 体験や調べたことをまとめ、発表し合う学習
- 同じ本を読んで意見を述べ合う学習
- 意見を発表する弁論大会
- 本を読むほか、新聞・雑誌を読んだり資料を調べたりする読書活動



■ 学習の結果、明らかになった自分の考えを文章にまとめるなど、書くことに関する学習



全ての教科等を通じて子供たちの「言葉の力」を伸ばす活動を行い、

思考力・判断力・表現力等を伸ばします。

ご家庭でも子供たちの「言葉の力」を引き出しましょう！

新聞やテレビのニュースを見ながら・・・

「あなたはどう思う？」

「こんなこと、前にもあったかな？」

など、意見や知識を引き出すきっかけを投げかけましょう。

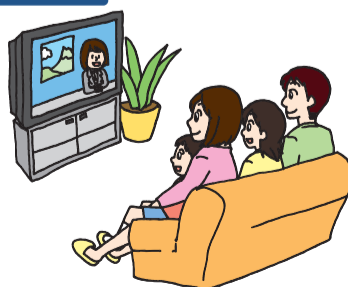


学校の話聞きながら・・・

「そのときにどう思ったのか、教えて。」

「どんなことを調べたか、簡単に説明できる？」

など、考えたことや状況を子供が自分の言葉で表現する機会を作りましょう。

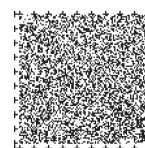


●：「活字に親しむ学校づくり」指定校65校での活動実践の例。
全ての学校で、子供たちの「言葉の力」を伸ばす取組■を行っています。

この印刷物には、視覚に障害のある方への情報提供の手段として、音声コードを添付しています。

音声コードは、活字文書読上げ装置で読み上げることができます。

このパンフレットの内容を音声で聞くことができます。



東京都教育委員会は、平成20年5月、「東京都教育ビジョン（第2次）」を策定しました。このビジョンの中で、社会全体で子供の教育に取り組むことや子供たちの「生きる力」を育むことなど、東京都が目指すこれからの教育を実現するため、今後、中期的に取り組むべき教育の方向性を示しています。

「東京都教育ビジョン（第2次）」の3つの視点に基づいて、東京都教育委員会が平成23年度に実施する主な事業の中から、小・中学校に関連した事業をご紹介します。

視点1 家庭や地域の教育力向上を支援する

■ 学校と家庭の連携推進事業

非行やいじめ、不登校などの問題行動の解決に向けて、学校が家庭と連携して対応する仕組みを整えます。児童・生徒だけでなく、保護者を支援する「家庭と子供の支援員」と、専門的な助言を行うスーパーバイザーの配置を進めていきます。

■ 学校支援ボランティア協議会の設置促進

地域全体で学校教育を支援する体制を構築するため、区市町村が行う学校支援ボランティア推進協議会の設置や地域コーディネーターの配置を支援します。



視点2 教育の質の向上・教育環境の整備を推進する

■ 外部人材の教育活動への積極的な活用

新しい学習指導要領への移行に伴う授業時間数の増加に伴い、退職教員等の学習指導員を活用して、土曜日等の補習や自主学習の環境を充実させます。また、中学校の部活動において、学校事情による休・廃部を防止するため、外部指導員の導入を行う区市町村への補助を実施します。

■ 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の実現

平成22年度に策定した第三次実施計画に基づき、小・中学校における発達障害のある児童・生徒の指導方法の研究開発を行います。

特別支援教育の専門性向上に向け、モデル事業の実施を通じて、小・中学校の特別支援学級と都立特別支援学校との連携・強化に努めます。



総合的な子供の体力向上策の推進



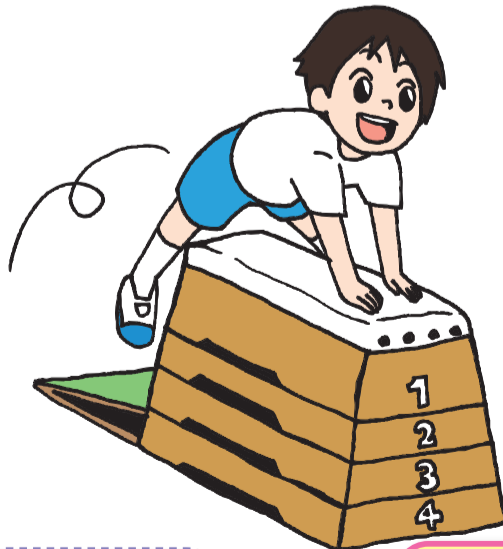
全国平均を大きく下回る状況にある東京の子供たちの体力を、平成24年度には全国平均レベルにまで、平成31年度には子供の体力がピークであったとされる昭和50年代の水準にまで向上させるため、さまざまな取組を実施しています。取組の一部をご紹介します。

東京都統一体力テストを実施します

都内の全公立学校の全児童・生徒を対象とした東京都統一体力テストを実施し、その結果を児童・生徒に還元し、子供の体力向上に生かします。

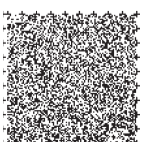
部活動の支援を行います

中学校の部活動について、学校事情による休・廃部問題の解消や部活動の一層の活性化のため、外部指導員の導入を促進していきます。



運動・スポーツに親しむ子供たちを育てます

都内全ての公立学校で、体力向上に向けた特色ある取組の「一校一取組」・「一学級一実践」運動を展開します。また、学校にトップアスリートを派遣して子供たちとの交流や部活動の指導を行い、運動・スポーツへの興味・関心を高めます。



「1日1万5千歩」・
「1日60分」の運動・スポーツ
元気に遊べる芝生の校庭



日常の身体活動量を増やし、
体力向上につなげていきます

教育委員会の主要事業

■ 冷房化の推進

子供たちの学習環境整備のために、小・中学校の普通教室の冷房化を行う市町村を財政面から支援します。

■ 若手教員の育成

平成22年度から実施している「若手教員育成研修」で、東京都の教員として求められる力量を確実に育成します。また、小学校新規採用教員の育成を図るため、経験豊かなベテラン教員（再任用）との2人学級担任制を確保します。



視点3 子供・若者の未来を応援する

■ 公立小・中学校児童・生徒の「確かな学力」の定着と伸長

東京都独自の学力調査を都内公立小学校5年生・中学校2年生全員を対象に実施し、子供たちの学力の把握と教員の授業改善に生かしていきます。また、中学校向けに発展的な学習を推進するための教材・指導方法を開発し、子供たちの学力を伸ばします。



■ 体力向上施策の推進

都内の全公立学校の全児童・生徒を対象に東京都統一体力テストを実施して、子供たちの現状を把握するとともに、「子供の体力向上推進本部」において引き続き子供たちの体力向上に向けた検討を進めます。また、全校で「一校一取組」・「一学級一実践」運動を展開し、日常的に体を動かす習慣づくりを行うほか、子供たちが元気に活動していくための校庭芝生活用推進事業を実施します。（左下 **PickUP!** に解説）



■ 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

子供たちの豊かな心を育成するため、学校が家庭や地域社会と連携して取り組む道徳教育を推進します。

■ 言語能力向上推進事業

学習指導要領改訂の趣旨である児童・生徒の言語能力の向上を図るため、モデル校（推進校）を指定し、外部専門家を活用した活字に親しむ学校づくりを行います。

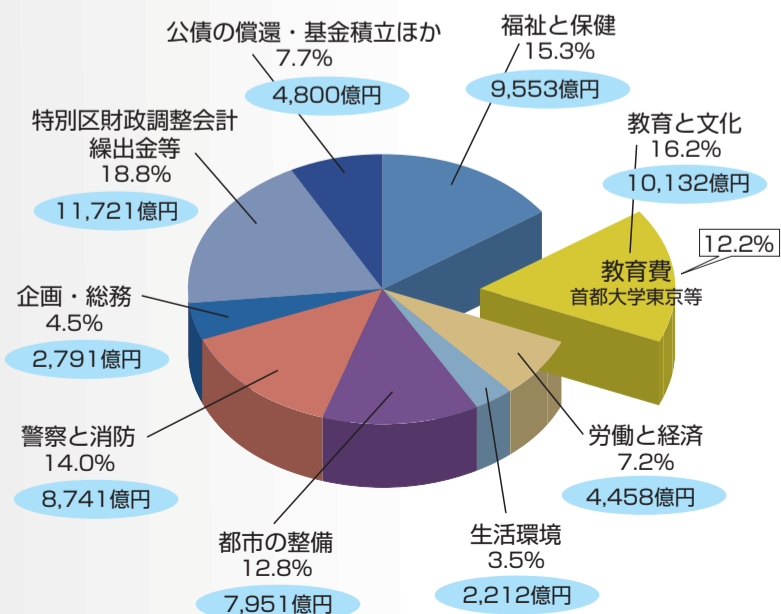
平成23年度 主要事業予算
計 772億2,300万円

平成23年度 教育予算と都の一般会計

平成23年度の教育委員会の予算総額は7,630億7,000万円で、都の一般会計予算6兆2,360億円の約12.2%を占めています。

都の一般会計予算に占める割合

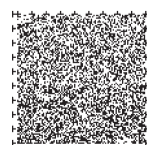
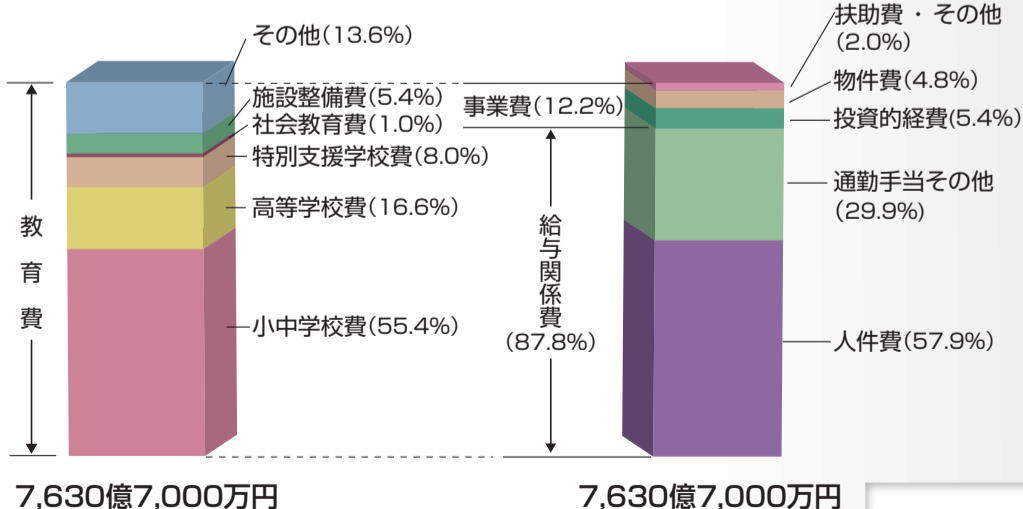
一般会計の歳出 6兆2,360億円



教育委員会予算の内訳

科目別内訳

性質別内訳



教育委員会の動き ～平成22年12月から平成23年1月までの活動について～

1 教育委員会の開催状況

平成22年12月から平成23年1月までに、3回の定例会を開催し、16件の議案と10件の報告について、審議等を行いました。その中から主なものをご紹介します。

- 〈議案〉
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について
 - 平成22年度東京都指定文化財の指定等の諮問について
- 〈報告〉
- 「江戸から東京へ」テキスト（教科書）の作成について
 - 進学指導重点校等における進学対策の取組について
 - 平成22年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰について
 - 平成23年度教育庁所管事業予算・職員定数等について
 - 教育庁人材バンク事業の取組状況について

教育委員会は、原則として毎月第2・第4木曜日に開催しています。開催状況・会議録は東京都教育委員会ホームページに掲載しています。

2 その他の活動

- 平成22年度東京都教育委員会職員表彰式を開催しました。
- 学校訪問を行いました。
 - 国立市立国立第五小学校（大原教育長）
 - 大田区立池上小学校（高坂委員）
 - 都立青梅総合高等学校（瀬古委員）
- 東京都独自科目教科書「江戸から東京へ」に掲載されている史跡を視察しました。（木村委員長・内館委員・高坂委員・瀬古委員）
- 「日本の伝統・文化理解教育」実践発表会に出席しました。（高坂委員）



1月13日 職員表彰式



12月13日 都立青梅総合高等学校

4月23日は「子ども読書の日」です。 ※「子どもの読書活動推進に関する法律」により定められています。

家庭で意識して読書する時間を作りましょう。

休日の夜など、テレビを消し、ゲームもやめて、家族で読書してみると、時間がゆっくりと過ぎるのに気づきます。それぞれ好きな本を読んだり、昔話や読み応えのある物語を読み聞かせましょう。

家族がいつもいる場に本を置きましょう。

地図帳や辞典、物語などを身近に置くと、ニュースに出てきた知らない事柄を調べたり、ちょっとした時間に物語を楽しんだりできます。

お子さんと図書館に行きましょう。

多くの公共図書館では、お話を開いたり、楽しい本の展示やブックリストを作っています。本棚を自由にめぐって、おもしろそうな本を探すのは、心おどる冒険です。



大人が本を読む姿こそ、本は楽しいという一番のメッセージになります。さっそく1冊手にとってみませんか。

都立多摩図書館のイベント

展示：「ほん・本・ごほんー72のゆかいなテーマの本」
「ゆかいながっこう」「のうじょう」「ちえ」など72の楽しいテーマの本を紹介し、長く読みつがれた本や新しい本、ノンフィクションもあります。なつかしいあの本を今度は親子で読んでみませんか？だれもがきっと読みたい本が見つかるはずです。

♪ 会場でクイズに答えてマグネットをもらおう！（対象：小学生）

会場：都立多摩図書館 立川市錦町6-3-1
 電話：042-524-6428
 会期：平成23年5月13日（金）から7月6日（水）まで
 時間：午前9時30分から午後7時まで（ただし土日祝日は午後5時まで）
 休館日：5月15日（日）、6月2日（木）、6月19日（日） *入場無料

都立多摩図書館では、テーマ別におすすめの本を紹介した冊子『ほん・本・ごほん』1～3巻を都内全小学校に配布しました。冊子の内容は、多摩図書館のホームページにも掲載しています。



多摩図書館「学校の読書支援のページ」 <http://www.library.metro.tokyo.jp/j/dokusho.html>



話してみよう あなたの心配

～東京都教育相談センターのご案内～

子育て、いじめ、不登校など

電話 03(5800)8008
 ホームページ <http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp/>
 平日 午前9時から午後9時まで 土日祝 午前9時から午後5時まで（年末年始等を除く。）
 ※上記以外及び閉庁日は、留守番電話及び電子メールによる対応をしています。
 メールはホームページから入れます。



いじめ相談ホットライン

電話 03(5800)8288
〈24時間受付〉

外国人児童・生徒相談

〈受付日時〉毎週金曜日 午後1時から午後4時まで
〈対象言語〉中国語、英語、韓国・朝鮮語
※電話による予約で来所の相談も受け付けています。



東京都教育相談センター 〒113-0033 東京都文京区本郷1-3-3
<http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp/> 電話 03-5800-8545（代表）ファクシミリ 03-5800-8402

－東京都青少年の健全な育成に関する条例の改正－

インターネット上の有害情報から青少年を守るために、また、社会的に許されない性行為を不当に賛美・誇張する漫画等を青少年が容易に購入等することのないよう、さらに、児童ポルノの根絶が実現できるよう、東京都青少年の健全な育成に関する条例を改正しました。改正点の中から、保護者のみなさまにかかわるポイントなどをご紹介します。（●は平成23年4月1日、★は7月1日から施行されます。）

▶ 青少年のインターネット利用環境を整備します

- 保護者は、青少年のインターネット利用状況を適切に把握し、確に管理するよう努めてください。
 - ★ 青少年が携帯電話等を使用する際に、青少年の有害情報の閲覧を防止するフィルタリングサービスを利用しない場合は、保護者は「有害情報を閲覧することがないように保護者が適切に監督する」等の正当な理由を記載した書面を事業者提出することが必要となります。
 - ★ 都は、青少年の年齢に応じ、青少年の健全な育成に配慮している携帯電話端末等または機能を推奨する制度を創設します。
- ※保護者が子供に携帯電話を持たせる必要がある場合において、保護者が携帯電話端末等や利用する機能を選ぶ際の目安とするためのものであり、子供が携帯電話を持つことを推奨するものではありません。

▶ 社会的に許されない性行為を不当に賛美・誇張する漫画等を青少年が容易に購入等することのないよう、環境を整備します

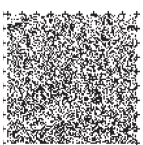
- 漫画等のうち、刑罰法規に触れる性行為または婚姻を禁止されている近親者間における性行為を、あたかも社会的に許されているものであるかのように描いたもの、またはその性行為を詳細にもしくは執拗（しつよう）に反復して描いたものについて、青少年が購入等できないよう、表紙に成人マークを表示し、成人コーナーでの販売等をするなど、事業者の自主的な取組を求めます。
- ★ 上記の漫画等のうち、強姦（ごうかん）等著しく社会規範に反する性行為を、あたかも社会的に是認されているものであるかのように描いたもの、またはその性行為を著しく詳細にもしくは過度に反復して描いたものについて、上記の自主的な取組がなされていない場合、青少年健全育成審議会の意見に基づき、都が「不健全図書」に指定し、青少年が購入等できないよう、成人コーナーでの販売等を義務付けます。

▶ 児童ポルノを根絶するための責務等を定めました

- 都民の皆さんは、児童ポルノを根絶することについて理解を深め、その実現に向けた自主的な取組に努めてください。
- 保護者や青少年の育成にかかわる方は、青少年が児童ポルノの対象とならないよう、また、「13歳未満の者に水着姿などで性的なポーズをとらせ、みだりに性欲の対象として扱う写真集等」の対象とならないよう、適切な保護監督及び教育に努めてください。

東京都青少年・治安対策本部のホームページに、条例及び規則全文等を掲載しています。
<http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/>

お問い合わせ先 東京都青少年・治安対策本部青少年課 TEL03-5388-3186



ときよの教育 第94号 平成23年4月1日発行
 ○編集・発行 東京都教育庁総務部教育情報課 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
 電話 03(5320)6733 ファクシミリ 03(5388)1726
 ○デザイン・印刷 株式会社 イーパワー